

8月 依存症家族勉強会のお知らせ

クレプトマニアという病気があります

万引きを繰り返し、服役するなどの罰を受けても万引きが止まらない、という訴えで受診する方が増えました。この3年余りで100名近い数です。相談先がほかにほとんどないので当院に集中しているという事情があるにしても、相当な数です。一人ひとり話を聞いていくと、「意志が弱いから」「金を使うのが嫌なケチな人だから」「懲りない人だから」という理由ではとうてい説明できない、極めて不合理な行動を繰り返している実態が見えてきました。ほとんど全員がまじめで社会規範を几帳面に守るような人でありながら、万引きだけを繰り返しているという不思議な現象が起きています。

万引きは犯罪ですので、処罰されます。自分の行動に責任を取るという意味では処罰を受けるのは当然だと思います。しかし、今後万引きを犯さないために何が重要かということが全く議論されないまま、処罰だけが行われるとしたら(これが現状ですが)、再犯予防については無策のままです。

万引きを繰り返す病気があることはヨーロッパの精神医学会では1800年代から記述され始めています。現在では世界的な診断基準にも「病的窃盗」「窃盗症」「クレプトマニア」という疾患名の一精神疾患として、いわゆる普通の窃盗とは明確に区別されて扱われています。そこには万引きで捕まる人の4~24%がこの疾患であるというデータも記載されています。

この患者さんたちは商品を万引きすることで、無料で物を手にできた喜びを感じているわけではありません。行為の後には後悔と罪悪感と自責感に襲われます。なぜ自分が万引きを繰り返すか理解できず、周囲からは責められ、死ぬしか解決がないのかと考える人もたくさんいます。

病気であることをきちんと診断し、万引きを止めるためにはそのための治療と行動が必要であることや、そうすることで万引きを止めることができることをこの病気で苦しむ人達や家族、関係者に伝えることが喫緊の課題です。再犯防止のためには司法と医療の共同作業が不可欠だと思います。

この病気のことをよく知ることがまず必要だと考え、今回の講演会を企画しました。たくさんの方に興味を持っていただき、ご参加していただければと思います。

万引きが止まらない

—それは病気のせいかも知れません

クレプトマニア講演会

医療と司法の協働体制に向けて

参加費
無料

2017年9月30日(土) 13:30~

会場 藍里病院 依存症研究所 研修ホール

徳島県板野郡上板町佐藤塚字東288-3

講師

渡邊瞳子 (弁護士)

愛媛弁護士会所属、
法律事務所「海」経営。
北海道大学文学部で、学内では英米文学からジェンダーについて学び、学外ではNPOで女性たちをサポート活動をした。
早稲田大学法科大学院ではジェンダー法学を学ぶ。
実務家である弁護士業のほかに、昨年ジュネーブ(2週間滞在)、女性差別撤廃委員会を査察。その後、北海道大学と愛媛県弁護士会館で査察報告と日本の政策等について改善すべき点を講演。

講師

吉田精次 (精神科医)

徳島大学医学部卒。
平成13年からアルコール依存症治療を開始、刑務所における薬物離脱教育を6年間担当、平成19年からキャンブル依存症の治療を開始。依存症家族勉強会を11年前から院内で開催。依存症問題に関心する家族のための強力な援助プログラムであるCRAFTを全国的に広める活動を行っている。アルコール問題の一次予防活動として小学校6年生から高校生を対象に、ダルクのメンバーと共に「アルコール・薬物乱用防止教育」の出前授業を行っている。自殺予防活動として地域で研究会を開催している。現在は依存症全般を専門として治療にあたり、100例近い窃盗症の治療経験がある。同病院で万引きを止めるためのグループミーティングも行っている。

内容

- ・万引きを繰り返してしまうクレプトマニアという病気について
- ・症例
- ・法的な問題
- ・どうやって止めていくかー治療と回復について
- ・ジェンダーの問題としてのクレプトマニア

など

お問い合わせ

社会医療法人あいざと会藍里病院

TEL: 088-694-5151

8月12日(土)AM10時~勉強会B(意見交換会) / 1Fミーティングルーム

8月26日(土)AM10時~勉強会A(講義と練習) / 依存症研究所研修ホール